「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部を改正する規程案」に対する意見公募手続の結果について

令和８年３月３１日
経　済　産　業　省
大臣官房産業保安・安全グループ
製　品　安　全　課

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部を改正する規程案」について意見公募手続を実施しました。

お寄せいただいた御意見に対する考え方を、別添のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。なお、行政手続法第４３条第２項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています。

今回御意見をお寄せいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

１．実施期間等

（１）意見募集期間

令和８年２月２０日（金）～令和８年３月２１日（土）

（２）実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送又は電子メールにより御意見を募集。

２．提出意見の総数

１件

別添

番号	提出意見	提出意見に対する考え方
1	カセットガスストーブの商品名で販売されている商品におきまして、天板部分でお湯を沸かせる構造のものは、菱形 PSLPG が必要になりますでしょうか。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令別表第 1 第６項及び第１４項に規定する「液化石油ガス用ストーブ」に該当する液化石油ガス器具等（カートリッジを使用する場合に限る）の場合、天板部分でお湯を沸かす目的の構造のものは、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令別表第 1 第 1 項に規定する「カートリッジガスこんろ」にも該当します。そのため、当該製品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合は、菱形 PSLPG マークを付すことが求められます。